

境港市議会における災害発生時等の対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市において地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、境港市議会として境港市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、迅速かつ適切な対応を図るため、議会の災害対応について必要な事項を定めるものとする。

(議会对策本部の設置)

第2条 境港市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、境港市議会内に境港市議会災害対策支援本部（以下「議会对策本部」という。）を設置することができる。

(議会对策本部の構成)

第3条 議会对策本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会对策本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会对策本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け議会对策本部の事務に従事する。

(議会对策本部の任務)

第4条 議会对策本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認及び連絡調整を行うこと。

- (2) 議会機能の早期回復と維持のため、議場等の議会の施設及び設備の安全確保を行うこと。
- (3) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (4) 災害情報を収集及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (5) 市対策本部からの災害に関する依頼事項について対応すること。
- (6) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (7) 市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (8) 国、県、政党及び関係機関等に対し、災害対応に関する要望活動を行うこと。
- (9) 今後の議会对応について協議すること。
- (10) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内で震度 5 弱以上の地震が発生し、若しくは居住する地域に避難勧告又は避難指示が発令されたときは、自らの安否及び居所又は連絡場所を議会对策本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会对策本部からの情報を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会对策本部へ報告すること。
- (4) 地域住民の安全確保や避難所への誘導等、各地域における活動にできる限り協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会对策本部へ情報を提供する。

(2) 事務局職員は、議会对策本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。